

グループホームきりん重要事項説明書
(令和7年9月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 グループホームきりん
- ・開設年月日 平成12年12月20日
- ・所在地 佐賀市金立町大字薬師丸1274-1
- ・電話番号 0952-71-8222 ・ファックス番号 0952-98-2224
- ・管理者名 深川 友寛
- ・介護保険指定番号 4150180042

(2) グループホームの目的と運営方針

(1) 事業所の目的

当事業所は、認知症高齢者に対し時間割を設けず入居者がお互いを尊重し合い、その人らしいリズムで生活し、家庭的な雰囲気を演出できるよう専門知識と技術を持つ職員が支援を行い地域とつながりのある新しい生活の家と認識を持ち、認知症高齢者が精神的に安心して健康で明るい生活を送れるよう支援することを目的とする。

(2) 運営方針

当事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、他の事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するもとの密接な連携に勤めるものとする。

(3) 事業所の職員体制

管理者 1名

計画作成担当者 3名

介護職員 (日勤帯) 9名 現在スタッフ数 名
(夜間帯) 3名

(4) 入居定員
・定員 27名
個室 27室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 8時00分～
 - 昼食 12時00分～
 - 夕食 17時30分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には併設老健にて特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退居時の支援も行います）
- ⑥ 相談援助サービス
- ⑦ 利用者が希望する追加メニューの提供（牛乳、卵、納豆など）
- ⑧ 理美容サービス
- ⑨ その他
 - ※これらのサービスの中には、別途料金や実費をいただくものもありますので具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入居者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・併設医療機関
 - ・名 称 きりんクリニック
 - ・住 所 佐賀久保泉町上和泉 2232-1
- ・協力医療機関
 - ・名 称 悠心堂クリニック
 - ・住 所 佐賀市白山 2-7-1
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 木下歯科医院
 - ・住 所 佐賀市久保泉町上和泉 2232-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、主たる介護者の指定する連絡先に連絡します。

4. 事業所利用に当たっての留意事項

- ・事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り当方が提供する食事をお召し上がりいただきます。食事の持ち込みは原則としてご遠慮いただきます。
- ・事業所利用中は、健康管理のため定期的な併設医療機関への受診を実施します。

5. 看取りに関する指針

- ・別紙「グループホームきりん看取りに関する指針」をご参照ください。

6. 重度化した場合における対応

- ・別紙「グループホームきりん重度化した場合における対応にかかる指針」をご参照ください。

来訪・面会	家族等の面会時間は特に指定はしません。支障の無い限りできるだけ頻回にお願いします。但し防犯上、夜間は施錠しますので遅くなる場合は事前にご連絡ください。また面会時には必ず面会簿への記入をお願いします。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず事前に行き先と帰宅時間を職員に申し出て外出・外泊届への記入をお願いします。
居室・備品・器具等の利用	居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙・飲酒	喫煙は、決められた場所以外ではお断りします。 飲酒については、医師へご相談ください。
迷惑行為等	騒音等、他の入居者に迷惑になる行為はご遠慮願います。 また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	所持品の管理は自己管理となっております。
現金の管理	当施設利用中は特に現金は必要ありませんので、多額の現金持込みはご遠慮下さい。紛失等あった場合、当方では責任を負いかねます。
他医療機関への受診	原則としてご家族にて対応願います。 当事業所で対応する場合は別途交通費が必要となります。(料金表参照)
宗教活動・政治活動 営利活動	当事業所内での宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。これにより他入居者等から苦情があった場合、退去していただくこともあります。
危険な物品の持込	銃砲刀剣類(ハサミ、爪きり、ナイフ、針など)、爆発物、発火物、有毒物などの危険な物品の持ち込みはお断りします。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

7. 非常災害対策

災害者時の対応	別途定める「グループホームきりん消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「グループホームきりん消防計画」にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した法定防災訓練を入居者の方も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー 避難階段 自動火災報知器 誘導灯等 ガス漏れ報知器 防火扉・シャッター 室内消火栓 非常通報装置 漏電火災報知器 非常用電源 カーテン、布団等は防火性能のあるものを使用しております。
消防計画	佐賀北部消防署への届出日 平成6年6月15日(令和4年4月改定) 防火管理者 馬渡雅大

8. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有無	有
直近の実施年月日	年 月 日
評価機関	社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会
評価結果の開示状況	福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAMNET)に掲載

9. 要望及び苦情等の相談

- 1 利用者または主たる介護者は、当事業所が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも苦情受付窓口に問合せ及び申し立てることができます。その場合、苦情担当者はすみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について文書で報告します。
- 2 当事業所は利用者等から前項の疑問問合せ及び苦情申立がなされたことをもって、利用者に対し、いかなる不利益、差別的取扱いもいたしません。

10. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。